## 公益財団法人千葉県市町村振興協会基金貸付細則

平成24年4月1日改正 平成25年2月19日

## (趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人千葉県市町村振興協会基金積立運用規程(以下「規程」という。)第4条第2項の規定に基づき、公益財団法人千葉県市町村振興協会(以下「この法人」という。)が、千葉県内の市町村及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に規定する一部事務組合(以下「市町村等」という。)に対し、規程第2条に定める基金の資金(以下「資金」という。)を貸し付ける場合の貸付の条件、手続き、その他の必要な事項を定めるものとする。

### (貸付の種類)

- 第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。
- 2 長期貸付は、貸付対象事業に係る市町村等に対する一会計年度を超える貸付 をいう。
- 3 短期貸付は、貸付対象事業に係る一時借入金として市町村等に対する貸付で、 同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

#### (貸付対象事業の細目)

第3条 規程第4条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

### (貸付の要件)

- **第4条** 資金の貸付を受けようとする市町村等は、次の各号に掲げる要件を具備 しなければならない。
  - (1) 償還の見込みが確実であること。
  - (2) 事業計画が適切であること。
  - (3) 財務の経理が明確であること。
- 2 長期貸付にあっては、前項に定めるもののほか、地方債の届出がなされているか、地方債の同意若しくは許可(以下「同意等」という。)を受けているか 又は当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められている ものであること。

### (貸付方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

### (貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1)貸付利率は、年3.0パーセント以下の範囲で、理事長が別に定めるものとする。
- (2)貸付期限は、長期貸付にあっては、15年(うち据置期間3年)、12年(うち据置期間2年)、10年(うち据置期間2年)及び5年(うち据置期間1年)とし、償還期限の算定については、資金の貸付を決定した日の属する年度から起算する。
- (3) 元金の償還方法は、次のとおりとする。
  - ア 長期貸付にあっては半年賦元金均等償還の方法によるものとし、その 償還期日は、毎年度9月24日及び3月24日とする。ただし、その日 が金融機関の休日にあたるときは、その直後の金融機関の営業日とする。
  - イ 短期貸付にあっては一括弁済の方法によるものとし、この法人が送付 する償還年次表のとおりとする。
- (4) 利息については、長期貸付にあっては、資金を貸し付けた日の翌日から 最終償還の日までの利息を、短期貸付にあっては資金を貸し付けた日の翌 日から元金償還の日までの利息を、元金の償還期日にこの法人に払り込む ものとする。
- (5) 延滯利息は、延滯元利金につき年10パーセントとする。

## (借入の申込み)

- 第7条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。
  - (1) 借入申込書(様式第1号又は様式第2号)
  - (2) 事業概要調書(様式第3号又は様式第4号)
  - (3) 長期貸付にあっては、起債届出書の写、起債協議同意書の写、起債許可書の写又は起債同意等予定額通知書の写、短期貸付にあっては一時借入金現在額調(様式第5号)
- 2 前項に定めるもののほか、この法人は、当該市町村等に対し、必要な書類の 提出を求めることができる。

### (貸付の決定)

第8条 この法人は、借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町村等に対しては、借用証書(様式第7号又は様式第8号)の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村等に対しては、その旨通知するものとする。

## (貸付及び償還の実行)

- **第9条** 市町村等は、前条の借用証書を直ちにこの法人に提出するものとし、この法人は、これと引換えに資金を交付するものとする。
- 2 この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあっては、

償還年次表 (様式第6号) を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

- 3 この法人は、資金の貸付に係る元利金償還期日の2週間前までに、元利金払 込通知書(様式第9号)を当該市町村等に送付するものとする。
- 4 市町村等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込まなければならない。

## (報告及び検査)

- 第10条 資金の貸付を受けた市町村等は、貸付金の償還が完了するまでの間に 次の各号に該当する場合においては、その都度速やかにこの法人に報告しなけ ればならない。
  - (1) 市町村等の名称を変更した場合
  - (2) 地方自治法第7条又は第289条の規定に基づき、貸付を受けた資金の 債務の継承を生じた場合
  - (3)貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合
- 2 資金の貸付を受けた市町村等は、当該貸付に係る事業が完了したときは、当 該事業完了後3週間以内に事業完了報告書(様式第10号)に事業の精算状況 を記載した書類を添付して、この法人に提出しなければならない。
- 3 この法人は、前2項に定めるもののほか、必要と認めるときは、当該市町村 等から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に検査さ せることができる。

#### (償還の猶予)

- 第11条 この法人は、資金の貸付を受けた市町村等が災害その他特別の理由により資金の償還をすることが著しく困難な場合で、特に必要と認めるときは、 償還期限の到来していない資金の償還の債務の履行を猶予することができる。
- 2 前項の規定により資金の償還の債務の履行の猶予を受けようとする市町村等 は、償還猶予申請書(様式第11号)をこの法人に提出しなければならない。 (**繰上償還**)
- 第12条 この法人は、資金の貸付を受けた市町村等が、資金を貸付の目的外の 用途に使用したとき、又はこの細則に違反したときは、資金の全部又は一部を 繰上償還させることができる。この場合においては、この法人は、繰上償還さ せようとする日の10日前までに当該市町村等に対し、繰上償還通知書(様式 第12号)を送付するものとする。
- 2 市町村等は、この法人の承認を得て貸付の資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村等は、あらかじめ繰上償還申請書(様式第13条)をこの法人に提出しなければならない。

- 3 この法人は、市町村等から前項の申請書の提出を受けたときは、繰上償還を させようとする日の10日前までに、当該市町村等に対し繰上償還通知書(様 式第12号)を送付し、繰上償還をさせないことを決定した市町村等に対して は、その理由を付してその旨通知するものとする。
- 4 第1項及び前項に規定する繰上償還の場合における元利金の払込期日はこの 法人が指定するものとする。

## (繰上償還に伴う償還元利金の払込み)

- 第13条 市町村等は、前条第1項又は第3項の規定による繰上償還通知書に基づき、その償還期日までに指定された金融機関に元利金を振り込まなければならない。
- 2 この法人は、長期貸付金の一部繰上償還を受けたときは、修正した償還年次表を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

### (債務引受け)

**第14条** 資金の貸付を受けた市町村等は、債務引受けにより貸付金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめこの法人の承認を受けなければならない。

## (補則)

**第15条** この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、 理事長が定める。

## 附則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

### 附則

この細則は、平成25年2月19日から施行する。

## 別 表 (第4条)

## 公益財団法人千葉県市町村振興協会基金貸付対象事業細目

規 程 第4条 第1項	(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他 異常な自然現象に伴う災害に関連する事業
第1号 の事業	(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業
の事未	(3) その他理事会において必要と認めた災害に関連する事業
規 程 第4条	(1) 歴史上又は、学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存 に資するための事業
第1項 第2号 の事業	(2) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業
	(3) 体育館、プール、遊歩道等スポーツ振興及び健康増進に資するための事業
	(4) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業
	(5) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業
	(6) 消防用自動車、自然災害防止施設等地域の消防、防災に資す るための事業
	(7) 民生施設、環境保全施設等住民の生活福祉の向上に資するための事業
	(8) 共同研修施設等市町村職員の資質の向上に資するための事業
	(9) その他理事会において必要と認める施設等の整備事業

# 長期貸付借入申込書

1	借	入	金	額	金			円也	i	
2	資	金の	用	途						
3	利			率	年		パー1	セント		
4	借	入希	望	日	平成	年	月	日		
5	据	置	期	限	平成	年	月	日		
6	償	還	期	限	平成	年	月	日		
7	元和	利金の	支払其	月日	毎年度	月	日力	及び	月	日
8			武元金	均等償還	」の方法に る償還年次		•		閉日におり	ける元利金
9	資金	金の交付	すを受	ける金融	機関の口座	等				
	(1)	金融村	幾関及	び支店	名					
	(2)	چ )		び口座番· な ) 名 …	号  義	預会	È No			
上言	記に。	より、責	貴協会	の資金を	借り入れた	いので、	別紙書	類を添え	とて申しば	込みます。
	平月	犮	年	月	日					
					職 氏名					
2	公益則	オ団法ノ	(千葉	県市町村	振興協会					

- (注) 1. ※は、記入しないでください。
  - 2. 借入金額は、算用数字(1.2.3....)で記入してください。
  - 3. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。

様式第2号 ※平成 年度短第 5

## 短期貸付借入申込書

1	供	入	全	貊	会	田北

2 資 金 の 用 途

3	利	率	任	パーセント
J	<b>小</b> 月	<del>**</del>	4-	ハーヒント

- 4 借入希望日 平成 年 月 日
- 5 償 還 期 限 平成 年 月 日
- 6 利息の支払方法

償還日において、借入日の翌日から償還日までの日数に応じ、借入金額に利率を乗じて得た額を支払うものとする。

7 資金の交付を受ける金融機関の口座等

(0) 公前機則及水土古力

$(\Delta)$	並開始	選   渕   八	0, 7	く/占~	⊐			
(2)	預金種	直目及て	ドロノ	座番-	ュ	 預金	No.	
	£ )	りが	な	)				
(3)	翌百	全	夂	≜	É			

上記により、貴協会の資金を借り入れたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

職氏名

公益財団法人千葉県市町村振興協会

理事長り

- (注) 1. ※は、記入しないでください。
  - 2. 借入金額は、算用数字(1.2.3.....)で記入してください。
  - 3. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。

## 様式第3号 長期貸付事業概要調書

寸	体	名								担当課: 担当者: TEL:		(	)	
事	業	名												
借入	申;	込 額						千	円	借入希	望日			
	事業	美区分		平原	戈	2	年度						事	¥ <b>賞</b>
起債 の届		・同意		年	,	月	目※届	出	• 同	意等 (	指令	第	号の	)
出・同	届出	・同意								振興協会	資金			千円
意等 状況	は同	頂また 司意等 定額					千円	左資区	の金分	その他の	資金			千円
予算中	の地	方債	限	度	額			l					千 円	
に関す	る定	め	償	還方法	等									
事業	事年	業度			年度	₹~		年	三度	全体事	業費			千円
の全体計画	事内	業容												
	契	2 約	内	容	数	量	事業費	(千	円)	着工(予)	定) 年月	月日	竣工(予)	定) 年月日
本年														
度事 業の		合		ı	計			Ŧ	-円	(その他	参考事	項)		
実施	同	地方	倩	振興協	会資	資金		Ŧ	-円					
状況	上財			その他					-円					
	源	国		県 補	助	金			-円					
	内訳	その							-円					
	II)\		般	財	•	源		Ŧ	一円					

## 短期貸付事業概要調書

			担当課:			
団 体 名			担当者:			
			T E L :	(	)	
事 業 名 等						
借入申込額	千 円					
借入希望日	年月日					
償 還 期 限	年月日					
事 業 費	<b>7</b> III	左の	自己資金			千円
(資金需要額)	千円	資 金 区 分	借入金			千円
一時金借フ	、 金 現 在 高(A)					千円
予算に定めた一時	寺借入金の最高額(B)					千円
(B)	- (A)					千円
資金を必要と						
する理由						
その他参考事項						

## 一時借入金現在額調

団体名 年 月 日現在

	III H											
借	入	先	借 現	入 金 在 額 (千円)	利 (年	率 パーセント)	借	入	期	間	備	考
合	計 (A	۲)										
	定めた一時借入。 質又は限度額(											
( I	3) - (A)											

# 償 還 年 次 表

事業名		
	元 金	円
団体名	貸付年月日	
	貸付利率年	%

年 度	元利金支	払期	月日	未償還元金		償	還予定	
					元	金	利 子	計
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	月					
年度	年	月	月					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	目					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	月					
年度	年	月	月					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	日					
年度	年	月	月					
1	合		章	+				

## 期貸付借用証 長

A .1-4		.l			
金額	金	額	金		預

次の条件及び貴協会貸付細則の遵守を確約のうえ、上記金額を借用しました。

- 1 資 金 の 用 途
- 2 利 年 率 パーセント
- 3 違約金の割合 年 パーセント
- 4 据 置 期 限 年 月 日
- 年 月 5 償 還 期 限 日
- 6 元利金の支払期日 毎年度 月 日及び 月 H
- 7 元利金の支払方法

「半年賦元金均等償還」の方法によるものとし、各支払期日における元利金 の額は、貴協会が作成する償還年次表によるものとする。

平成 年 月 日

職 氏名

公益財団法人千葉県市町村振興協会

理 事 長

- (注) 1. ※は、記入しないでください。
  - 2. 金額は、算用数字(1.2.3....)で記入してください。

様

3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。

## 期貸付借用証書 短

金額

次の条件及び貴協会貸付細則の遵守を確約のうえ、上記金額を借用しました。

- 1 資 金 の 用 途
- 2 利 年 率 パーセント
- パーセント 3 違約金の割合 年
- 4 償 還 期 限 年 月 日
- 5 利息の支払期日 元金償還の日

平成 年 月 日

職 氏名 (EII)

公益財団法人千葉県市町村振興協会 理 事 長 様

- (注) 1. ※は、記入しないでください。
  - 2. 金額は、算用数字(1.2.3....)で記入してください。
  - 3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。

## 元利金払込通知書

<u> </u>				額	円	元	金	円
金				領	n	利	子	円
事	業		名	等				
区	短	期	貸	付				貸付分
分	長	期	貸	付				返済分
払	込		期	Ш	年		月	日
払	指	定	銀	行				
	預金	種目	口座	番号				
込	受	J	取	人	公益財団法人千葉県市町	丁村技	長興協	3会 出納役
	住電	所話	及 番	び 号				
先	振	込	指	定				

上記のとおり払い込んでください。

年 月 日

公益財団法人千葉県市町村振興協会 理事長

## 事業完了報告書

平成 年 月 日

公益財団法人千葉県市町村振興協会 理事長 様

職 氏名

(EII)

平成 年 月 日付け、 平成 年度 第 号で案内のあった 貸付金にかかる事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 事 業 名
- 2 完了年月日 平成 年 月 日
- 3 確定事業費と財源内訳

(単位:千円)

				(中位・111)
	確	定事	業費	千円
		地方債	振興協会資金	千円
			その他の資金	千円
財源	京内	图 • 国	県 補 助 金	千円
		そのも	1 特 定 財 源	千円
		——	対 源	千円

## 償還猶予申請書

事業名	
未 償 還 額	円
猶予を受けようとする額	円
猶予を受けようとする期間	
猶予を受けようとする理由	

上記のとおり償還の債務の履行の猶予を申請します。

年 月 日

職氏名

公益財団法人千葉県市町村振興協会 理事長 様

# 繰上償還通知書

事業名等	
繰上償還決定額	円
貸付年月日	年 月 日
貸付額	円
未償還元金	円
繰上償還元金	円
貸付残金	円
払 込 期 日	年 月 日
払 込 方 法	別添『元利金払込通知書』のとおり

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人千葉県市町村振興協会 理事長

様

## 繰上償還申請書

事 業 名			
繰上償還希望額		円	
借入年月日	年	月 日	
当初借入額		円	
未 償 還 額		円	
今回繰上償還元金		円	
差引借入残金		円	
繰上償還希望期日	年	月 日	
繰上償還の理由			

上記のとおり繰上償還いたしたいので申請します。

年 月 日

職氏名

公益財団法人千葉県市町村振興協会 理事長 様